

# 大野市人権施策推進計画

平成20年3月

大 野 市

## I 計画の基本的な考え方

- 1 計画策定の背景
- 2 計画策定の趣旨
- 3 計画の基本理念
- 4 計画期間

## II 計画の内容（人権問題の課題と対応）

- 1 計画の体系
- 2 重点施策

## III 計画の推進のために

- 1 推進体制
- 2 国、県、関係団体等との連携

## IV 資料

# 大野市人権施策推進計画

## I 計画の基本的な考え方

### 1 計画策定の背景

第2次世界大戦後、世界平和と安全の維持などを目的として「国際連合」（以下、「国連」という。）が設立され、「国連」が中心となって人権が尊重される社会づくりが行われてきました。「国連」の設立根拠となる条約「国連憲章」前文には、「基本的人権と人間の尊厳及び価値と男女及び大小各国の同権とに関する信念をあらためて確認」することが盛り込まれ、昭和23（1948）年の第3回国連総会において、「世界人権宣言」が採択されています。

しかし、そのような取組みをもってしても、20世紀の世界各地においては、人権が侵害され、差別や地域紛争が多発しました。その教訓を踏まえ、人権尊重が平和の基礎であるという世界共通の認識のもと、21世紀を平和で人権が尊重される世紀にしたいという強い願いを込め、「21世紀は人権の世紀である」と言われています。

「国連」は、平成7（1995）年からの10年間を「人権教育のための国連10年」と宣言し、「行動計画」を策定しました。平成16（2004）年には、「人権教育のための世界プログラム」を採択し、一層、世界各国の取組みを促進しています。

我が国においても、人権が尊重される社会づくりのため、基本的人権の尊重を日本国憲法の大きな柱として規定して様々な取組みが行われてきました。

21世紀を人権の世紀とすることを目指し、平成8（1996）年には、「人権擁護施策推進法」を施行し、人権擁護施策を推進する国の責務を明らかにしました。平成9（1997）年には『「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画』を策定、平成12（2000）年には、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」を施行し、人権教育と啓発に関する国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにし、一層の推進を図っています。

福井県でも、人権に関する内外の情勢を受け、平成11（1999）年に『「人権教育のための国連10年」福井県行動計画』を策定し、平成15（2003）年には、「福井県人権尊重の社会づくり条例」を施行しました。そして、平成18（2006）年には、『「人権教育のための国連10年」福井県行動計画』を「福井県人権施策基本方針」として名称変更するとともに、その内容の一部を改正し、各種施策を推進してきました。

本市においても、これまで人権尊重の社会づくりを推進するため、国や県等と連携して各種施策に取り組んできました。

しかし、人権に関する問題は、依然として後を絶たない状態が続いており、人権が尊重される社会の実現に向けて、地方公共団体の果たす役割は今後も重要となっています。

## 2 計画策定の趣旨

誰もが生まれながらにして持ち、人間が人間らしく生きていくための権利である「人権」が尊重される社会を構築するために、平成12（2000）年に施行された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条に規定される地方公共団体の責務を果たすとともに、本市の人権施策を総合的かつ計画的に実施することを目的に本計画を策定します。

## 3 計画の基本理念

地域、学校、家庭、職域その他のあらゆる場において、市民一人ひとりが、それぞれの尊厳と権利を認め合い、尊重し合える地域社会を実現することを基本理念とします。

## 4 計画期間

平成20（2008）年度から平成29（2017）年度の10カ年を計画期間とし、その推進状況や社会情勢などを見極めながら、必要に応じて見直しを行います。

## II 計画の内容（人権問題の課題と対応）

計画は、基本理念に基づき、福井県人権施策基本方針に示される取組みに準じて体系化し、その推進は、関係する各種法律や計画等に従い行うものとします。

### 1 計画の体系

対象	重点課題	施策の柱（福井県人権施策基本方針による）	主な事業（対象共通のものを除く）	事業担当課	主な関連法令、計画など
女性	性別による役割分担意識やそれに基づき、 く家庭・地域の習慣やしきたりの見直し ドメスティックバイオレンスの防止と 対応 女性が働きやすい環境づくり	家庭・地域での慣習の見直し及び意識の改革 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大 男女が共に支える農山漁村の確立 多様な選択を可能にする教育・学習の充実 働く場における男女平等の実現 男女の仕事と家庭生活の両立支援 男女で共に担う家庭・地域生活の実現 国際交流と協力の推進 女性に対するあらゆる暴力の根絶 メディアにおける女性の人権の尊重 男女が共に思いやりの健康づくり 高齢者等が安心して暮らせる条件の整備	国際交流事業 国際交流団体補助 大野市くらしのアドバイザー 大野市消費者モニター 男女が共に思いやりの健康づくりの推進 ・妊婦教室（ママパパ子育て講座） 家族介護への支援 子育て支援の充実 （病児デイケア事業・延長保育促進事業・ 休日保育事業・子育て支援センター事業・ 放課後児童クラブ事業・子育て交流広場事 業） DVの相談対応 家族経営協定の普及啓発 育児休業等取得促進事業補助 家庭教育推進に対する支援 放課後子どもプログラム事業（放課後子ども教 室） 青少年健全育成事業	秘書課 生活防災課 健康増進課 社会福祉課 児童福祉課 農林振興課 商工振興課 社会教育課	<国> 男女共同参画社会基本法 配偶者からの暴力の防止及び被害者 者の保護に関する法律 男女共同参画基本計画 <福井県> 福井県男女共同参画推進条例 福井県男女共同参画計画 配偶者暴力防止および被害者保護 のための福井県基本計画 <大野市> 大野市男女共同参画推進条例 大野市男女共同参画プラン 大野市次世代育成支援対策推進行 動計画 大野市保健・医療・福祉サービ ス拠点づくり基本構想
子ども	児童虐待の防止 子どもの権利擁護 家庭における男女の役割の見直し 親としての成長 若者の自立など結婚や子育てに関わる 人たちの自覚や努力の促進 地域の支援の促進 教育の充実 職場環境の改善	家庭・地域における子育て力の向上 子どもの健全育成のための教育環境の整備 企業の子育て支援の促進 子と親の健康づくり 子育てのための安全・安心な環境づくり 新しい家庭を築く若者への支援	環境教育推進のための講師派遣事業 親子の健康づくりの推進 ・育児相談 ・各種検診事業 ・赤ちゃん訪問事業 感染症等の正しい知識の普及 予防接種事業	環境衛生課 健康増進課	<国> 社会福祉法 児童福祉法 児童虐待の防止等に関する法律 次世代育成支援対策推進法 少子化社会対策基本法 <福井県> 福井県元気な子ども・子育て応援 計画 <大野市>

			<p>健康教育やホームページ等で広報活動</p>	<p>大野市地域福祉計画 大野市次世代育成支援対策推進行動計画 大野市保健・医療・福祉サービス拠点づくり基本構想 健康おのの21 ささえあいのまちプラン21</p>	
高齢者	<p>高齢者虐待の防止 高齢者の権利擁護施策の推進 家族介護者への支援の充実 尊厳を持った自立生活支援の促進</p>	<p>多様な生き方や生きがい・健康づくりへの支援 快適・安全に暮らせる環境づくりと自立生活への支援 信頼される介護サービスの充実と地域支援体制の強化 権利を擁護する機関の設置 高齢者の雇用の確保</p>	<p>児童虐待等の相談対応 ひとり親家庭等の相談対応 (児童扶養手当給付事業・母子家庭等自立支援事業・母子・父子家庭等医療費助成事業)</p> <p>安いで明るい子どもの道路整備事業 交通安全施設等整備事業 心の教室相談員・さわやか教室支援員配置事業</p> <p>家庭教育推進に対する支援 放課後子どもプラン事業(放課後子ども教室)</p> <p>青少年健全育成推進事業 文化公演事業 スポーツ少年団育成事業</p> <p>高齢者の家族介護者への相談・支援(家族介護継続支援事業・総合相談事業) 高齢者虐待等へ対応(総合相談事業・権利擁護事業) 成年後見制度の普及啓発(成年後見制度利用支援事業・権利擁護事業) 認知症高齢者への支援、知職の普及啓発(介護予防普及啓発事業・地域介護予防活動支援事業)</p> <p>中高年齢者等雇用促進奨励金 公営住宅の整備</p>	<p>児童福祉課 建設課 教育総務課 社会教育課 文化課 スポーツ課 社会福祉課 商工振興課 都市計画課</p>	<p>&lt;国&gt; 社会福祉法 介護保険法 高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律 都市計画法 &lt;福井県&gt; 福井県老人保健福祉・介護保険事業支援計画 都市計画マスタープラン &lt;大野市&gt; 大野市地域福祉計画 大野市老人保健福祉計画 大野市介護保険事業計画 大野市保健・医療・福祉サービス拠点づくり基本計画 健康おのの21</p>

障害者	個々の障害の種別や個性に合った自立と社会参加の実現 障害や障害のある人についての十分な理解	教育・啓発・広報の推進 障害のある人の相談体制の充実 障害のある人の権利擁護体制の整備 障害のある人に配慮したまちづくりの推進 障害児教育の推進 障害のある人の雇用の促進	大野市職員の障害者採用の推進	総務課	ささえあいのまちプラン21 大野市都市マスタープラン 大野市住宅マスタープラン  <国> 社会福祉法 障害者基本法 障害者自立支援法 発達障害者支援法 障害者の雇用の促進等に関する法律 障害者基本計画 都市計画法 <福井県> 福井県福祉のまちづくり条例 福井県障害者福祉長期計画 都市計画マスタープラン <大野市> 大野市地域福祉計画 大野市障害者計画 大野市障害福祉計画 大野市保健・医療・福祉サービス拠点づくり基本構想 健康おほの21 ささえあいのまちプラン21 大野市都市マスタープラン 大野市住宅マスタープラン
同和問題	同和問題に関する偏見や差別意識の解消 公正な採用選考の促進	多様な教育・啓発活動の推進 推進体制の整備・充実 できるだけ多くの人が参加しやすい工夫 就職の機会均等の確保	ことばの教室運営事業 障害のある人に対する支援制度の普及啓発、支援（障害者支給決定事業、地域生活支援事業、障害者支給相談支援センター） 障害のある人にやさしいまちづくりの推進 障害のある人の社会活動の支援 中高年齢者等雇用促進奨励金 都市公園・公営住宅の整備	児童福祉課 社会福祉課  商工振興課 都市計画課	<国> 同和对策事業特別措置法
外国人	国際理解の推進 外国人に対する情報提供と相談体制の整備	市民の国際意識の高揚 外国人にも魅力ある暮らしやすい地域づくり 外国人子女に対する教育の充実 外国人労働者の適正雇用の推進	国際交流事業 国際交流団体補助 外国語パンフレットの作成・配布 外国人研修生受け入れ事業補助 外国人子女支援員・国際理解教育推進員の配置	秘書課  商工振興課 教育総務課	<福井県> 福井県国際化推進プラン

患者	<p>感染病患者等への差別偏見の解消 患者一人一人のクオリティ・オブ・ライフ（人生の質）の確保・向上 患者・感染者のプライバシーと人権の保護</p>	<p>病気に関する正しい理解のための啓発 自立、社会参加への支援 すべての患者の人権を尊重した施策の推進</p>	<p>※すべてを対象とした事業に包括 地域医療推進対策事業 ※インフォームドコンセントの徹底 ※患者等の個人情報の保護</p>	<p>健康増進課</p>	<p>&lt;国&gt; 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 難病対策要綱 個人情報保護法 &lt;福井県&gt; 福井県感染症対策指針 福井県個人情報保護条例 &lt;大野市&gt; 大野市保健・医療・福祉サービス拠点づくり基本構想 健康おおの21 大野市個人情報保護条例</p>
犯罪被害者	<p>犯罪被害者に対する理解と支援 犯罪被害者のプライバシーと人権の保護</p>	<p>犯罪被害者の人権に関する意識の高揚 被害者支援のための体制の整備 被害者への情報提供と被害者ニーズに応じた支援</p>	<p>大野地区保護司会補助 大野地区更生保護女性会補助</p>	<p>総務課</p>	<p>&lt;国&gt; 犯罪被害者等基本法</p>
その他の様々な人権	<p>刑を終えて出所した人の人権擁護 性同一性障害による差別の解消 インターネットによる人権対策 個人情報の流出・漏えい</p>	<p>インターネットによる人権侵害の防止 プライバシーの保護</p>	<p>※すべてを対象とした事業に包括 個人情報及びプライバシーの保護に留意した戸籍・住民基本台帳事務等及び市民窓口業務 職員研修事業 人権施策推進事業 男女共同参画プラン推進事業 大野地区人権擁護委員協議会補助 人権教育 人権同和教育推進事業 市民学校 生涯学習インストラクター資格取得補助 集落学習支援事業 視覚障がい者ボランティア等貸出事業 わくわくお届け講座事業 公民館地域人づくり事業</p>	<p>市民課</p>	<p>&lt;国&gt; 個人情報保護法 &lt;県&gt; 福井県個人情報保護条例 &lt;大野市&gt; 大野市個人情報保護条例</p>
上記すべてが対象				<p>総務課 総務課 教育総務課 社会教育課</p>	<p>&lt;国&gt; 人権擁護施策推進法 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律 「人権教育のための国連10年」 国内行動計画 「人権教育及び啓発に関する基本計画」 &lt;県&gt; 福井県人権尊重の社会づくり条例 「人権教育のための国連10年」 福井県行動計画 福井県人権施策基本方針</p>

## 2 重点施策

人権施策の推進にあたって、以下のことに重点的に取り組みます。

### (1) 人権意識の高揚と普及

人権尊重の認識と理解を深めるため、関係機関と連携しながら啓発事業及び研修事業を行います。

### (2) 男女共同参画社会の形成

男女共同参画社会の実現を目指し、大野市男女共同参画プランの推進を図ります。

## Ⅲ 計画の推進のために

### 1 推進体制

市長を本部長とした「大野市人権啓発推進本部」を設置し、計画の推進状況を把握しながら、市関係部局と連携した計画の推進を図ります。

市長	副市長	秘書政策局長	
		総務部長	
		市民福祉部長	
		産業経済部長	各部調整課課長（幹事会）
		建設部長	
		和泉支所長	
	教育長	教育委員会事務局長	

### 2 国、県、関係団体等との連携

福井地方法務局大野支局、大野人権擁護委員協議会その他国及び県の担当部局並びに関係団体等と連携して計画の推進を図ります。

## Ⅳ 資料

大野市人権施策推進計画課別事業一覧

大野市人権施策推進計画 課別事業一覧表

分野および施策の柱	主な施策の概要	市の施策	市の担当課
1. 女性			
1. 家庭・地域での慣習の見直しおよび意識の改革	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報の提供、人材の養成その他の必要な措置を講じ、幅広い年齢層への意識啓発を継続的に行う。</li> <li>市民の自主的な活動を促進するため、リーダー養成のための講座を実施する。</li> </ul>	生涯学習推進事業	社会教育課
2. 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>審議会等への女性の参画の拡大を進める。</li> <li>行政等における女性職員の登用拡大を図る。</li> <li>地域、民間の企業団体等における政策等の決定過程に男女が共同して参画できる機会が確保されるよう、関係機関と連携を取り、必要な支援に努める。</li> <li>女性の参画・登用の促進するため、女性リーダーを養成するとともに、女性人材のデータの整備・充実する。</li> </ul>	男女共同参画プラン推進事業	総務課
3. 男女が共に支える農山漁村の確立	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域に残る固定的役割分担意識に基づく慣習やしきたりを見直すための啓発活動を推進する。</li> <li>関係団体と連携して、農業協同組合や漁業協同組合、森林組合への女性登用を促進する。</li> <li>家族経営協定の普及や女性農業士等の認定、技術・経営能力の向上を図るため、女性の主体性が生かせる就業条件の整備を促進する。</li> </ul>	家族経営協定の普及開発	農林振興課
4. 多様な選択を可能にする教育・学習の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>家庭において、子どもの性別にとらわれず多様な生き方ができるよう養育をするための啓発や学習機会の提供、相談機能強化を行う。</li> <li>学校等における男女平等意識の教育を推進するため、教育関係者の意識の啓発を図るとともに、進路指導や家庭科教育を充実する。</li> <li>社会教育施設等との連携を強化し、男女が社会のあらゆる分野で多様な生き方を可能にするための生涯学習体制の整備を図る。</li> </ul>	職員研修事業	総務課
		視聴覚ライブラリーソフト等貸出事業	社会教育課
		公民館地域人づくり事業	社会教育課
5. 働く場における男女平等の実現	<ul style="list-style-type: none"> <li>「男女雇用機会均等法」の周知を図るとともに、関係機関と連携し、セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進や男女同一賃金の原則の周知を図る。</li> <li>「母性保護に関する法律」の周知等、働く女性の母性保護の推進を図る。</li> <li>パートタイムや家内労働、在宅勤務など、多様な働き方に伴う就業条件の整備を行う。</li> </ul>	男女共同参画プラン推進事業	総務課
6. 男女の仕事と家庭生活の両立支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>「育児・介護休業法」の普及啓発を図るとともに、企業に対し労働時間短縮、各種休暇制度の導入等を働きかける。</li> <li>延長保育などの多様な保育サービスの充実や児童の放課後対策の推進、子育てに関する相談支援体制の整備を図る。</li> </ul>	病児デイケア促進事業	児童福祉課
		延長保育促進事業	児童福祉課
		地域子育て支援センター事業	児童福祉課
		放課後児童クラブ事業	児童福祉課
		休日保育事業	児童福祉課
		子育て交流ひろば事業	児童福祉課
		育児休業等取得促進事業補助	商工振興課
		放課後子どもプラン事業(放課後子ども教室)	社会教育課
7. 男女で共に担う家庭・地域生活の実現	<ul style="list-style-type: none"> <li>家事育児、介護等は男女の共同責任であるという意識の浸透を図る。</li> <li>地域生活と職業生活の両立について意識啓発を進めるとともに、男女の地域活動への参画の促進を図る。</li> </ul>	大野市くらしのアドバイザー	生活防災課
		大野市消費者モニター	生活防災課
		公民館地域人づくり事業	社会教育課
		生涯学習推進事業	社会教育課
8. 国際交流と協力の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>国際的な視野を持った女性リーダーの養成や国際交流の中核となる人材の育成、国際交流・協力への支援に努める。</li> </ul>	国際交流事業	秘書課
		国際交流団体補助	秘書課
9. 女性に対するあらゆる暴力の根絶	<ul style="list-style-type: none"> <li>暴力や売買春、セクシュアル・ハラスメントを根絶するため、啓発活動を推進する。</li> <li>女性相談員による被害相談等、女性が相談しやすい環境を整備するとともに、相談窓口体制の充実を図る。また、関係機関が連携して、被害女性の立ち直りを支援する。</li> </ul>	母子自立支援事業	児童福祉課
		婦人福祉協議会補助	児童福祉課
10. メディアにおける女性の人権尊重	<ul style="list-style-type: none"> <li>メディアにおける女性の人権の尊重を関係者に働きかけるとともに、性や暴力表現の著しい出版物の取締り等、有害環境の浄化を推進する。</li> </ul>	青少年健全育成推進事業	社会教育課
11. 男女が共に思いやる健康づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>女性の妊娠・出産に関わる機能を尊重し、女性が主体的に受け止め、自己決定権を持つことができるよう啓発を行う。</li> <li>妊娠・出産における女性の健康保持や乳がん、子宮がんの予防対策の推進等、生涯を通じた女性の健康支援を行う。</li> <li>HIVやエイズ、性感染症に関する正しい知識の普及啓発等、女性の健康を脅かす問題について対策を推進する。</li> </ul>	妊娠届	健康増進課
		妊婦健康診査事業	健康増進課
		健康教育	健康増進課



大野市人権施策推進計画 課別事業一覧表

分野および施策の柱	主な施策の概要	市の施策	市の担当課
6. 新しい家庭を築く若者への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・結婚を希望する人に対し交流の場を提供する事業を実施する市町を支援するとともに、結婚相談等を充実する。</li> <li>・フリーターや若年失業者等を対象とし若者就職支援センターによる就業支援、高校生への就職支援を実施する。</li> <li>・中高校生に対し子どもとふれあう機会を提供し、思いやりの心を育むとともに、将来親となることへの意識を高める。</li> </ul>		
3. 高齢者			
1. 多様な生き方や生きがい・健康づくりへの支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者の生涯学習機会の拡充を図るとともに、社会参加のための基盤整備や活動機会の拡大を図る。</li> <li>・地域の社会活動に参加しやすいような仲間づくりや活動を促進するための支援を図る。</li> <li>・高齢者自身で、あるいは仲間と楽しみながら行える健康づくりを進めるほか、サポートする人材の育成などの環境整備を図る。</li> </ul>	生涯学習人材活用事業	社会教育課
		生涯学習推進事業	社会教育課
2. 快適・安全に暮らせる環境づくりと自立生活への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・バリアフリーのまちづくりや快適な公営住宅整備事業を進める。</li> <li>・暮らしに関わる高齢者相互のネットワークづくりや自立生活を促進するため、認知症の予防を進める。</li> <li>・安心した生活が送れるよう、身近な相談体制の充実や生活支援サービスの充実を図る。</li> <li>・高齢者や家族が日常抱える悩みや人権侵害等の相談について、相談窓口としての充実を図る。</li> </ul>	総合相談事業	社会福祉課
		権利擁護事業	社会福祉課
3. 信頼される介護サービスの充実と地域支援体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権に配慮した介護サービスの提供体制整備を図る。</li> <li>・家族介護者への支援や介護技術の普及啓発を進める。</li> <li>・介護を地域全体で支える機運づくりや地域住民、NPO、ボランティアの参加による地域の支援体制を強化する。</li> <li>・認知症高齢者や介護を必要とする高齢者を地域全体で支えるシステムづくりや民生委員児童委員や地域の人々との連携を図り地域の支援体制を強化する。</li> <li>・介護サービスの利用者保護の観点から、相談や苦情に係る体制の充実を図る。</li> <li>・認知症に対する誤解や偏見を解消するため、正しい知識と理解について啓発を推進する。</li> </ul>	家族介護継続支援教室事業	社会福祉課
		総合相談事業	社会福祉課
		介護予防普及啓発事業	社会福祉課
		地域介護予防活動支援事業	社会福祉課
4. 権利を擁護する機関の設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者の財産保全、財産管理、福祉サービスなどの利用援助や成年後見制度の周知に努め、高齢者が安心して生活が送られるよう支援する。</li> <li>・認知症に対する誤解や偏見を解消するための正しい知識と理解について啓発を推進する。</li> <li>・高齢者や家族が日常抱える悩みや人権侵害等の相談について、相談窓口としての地域包括支援センターの充実を図る。</li> <li>・高齢者虐待を防止するため、地域の関係機関による虐待防止ネットワークを充実する。</li> </ul>	権利擁護事業	社会福祉課
		成年後見制度利用支援事業	社会福祉課
		総合相談事業	社会福祉課
5. 高齢者の雇用の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定年の引き上げ等による雇用の確保、再就職の援助、多様な就業機会の確保のための啓発活動に努める。</li> </ul>	中高年齢者等雇用促進奨励金	商工振興課
4. 障害者			
1. 教育・啓発・広報の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティア等の協力を得ながら、ふれあいの機会や交流の場を設けて、障害や障害のある人に対する理解を深めるための啓発を進める。</li> <li>・マスメディアの活用やパンフレットの配布などにより障害に関する正しい知識を普及し、障害に対する誤解や偏見の解消を図る。</li> </ul>	地域生活支援事業	社会福祉課
		障害者支給決定事業(広報分)	社会福祉課
		生涯学習推進事業	社会教育課
		人権同和教育推進事業	社会教育課
2. 障害のある人の相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者相談員や知的障害者相談員の研修を充実して人権感覚を高め、地域における信頼できる相談体制を確保する。</li> <li>・障害のある人の家族や地域での生活を支援するため、相談や情報提供、専門機関の紹介等を行う生活支援体制を整備する。</li> </ul>	身体障害者福祉相談員事業	社会福祉課
		知的障害者相談員設置事業	社会福祉課
		地域生活支援事業	社会福祉課
3. 障害のある人の権利擁護体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害のある人や家族のあらゆる生活問題に対応するための常設相談窓口として、障害者110番を開設し、障害のある人の権利擁護を図る。</li> </ul>	「障害者110番」事業	社会福祉課
4. 障害のある人に配慮したまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害のある人の利用に配慮した構造物や歩道等の環境整備を促進するとともに、聴覚・視覚障害のある人等への情報伝達手段の支援を進める。</li> </ul>	民間施設バリアフリー整備事業	社会福祉課

大野市人権施策推進計画 課別事業一覧表

分野および施策の柱	主な施策の概要	市の施策	市の担当課
		公営住宅、都市公園整備事業	都市計画課
5. 障害児教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・将来、社会自立・社会参加できるという真のノーマライゼーションの実現のために、一人ひとりの障害の状況や発達段階に応じた学習支援体制の一層の充実を図る。</li> <li>・障害のない児童・生徒と障害のある児童・生徒が共に活動する機会を設けるなど、相互理解を深める活動を積極的に推進する。</li> </ul>	ことばの教室運営事業	児童福祉課
		特別支援教育	教育総務課
6. 障害のある人の雇用の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法定雇用率の周知・啓発を行う。</li> <li>・関係機関との密接な連携等により、障害のある人の雇用の促進を図り、職業的自立による社会参加の促進に努める。</li> <li>・障害のある人の雇用・就業機会の確保のための啓発・支援を行う。</li> <li>・障害のある人の職業能力の向上を図るとともに、社会の理解と認識を高めるため、関係団体と連携して障害者技能競技大会を開催する。</li> </ul>	大野市職員の障害者採用の推進	総務課
		中高年齢者等雇用促進奨励金	商工振興課
5. 同和問題			
1. 多様な教育・啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会教育施設や生涯学習施設等と連携し、地域社会における身近な学習の場の充実を図る。</li> <li>・教育、啓発にかかる優れた教材や多様な手法の導入に努める。</li> <li>・様々な教育・啓発情報の提供等、マスメディアの積極的な活用を図る。</li> <li>・市民に誤った意識を植えつけ、同和問題解決への大きな阻害要因となっている えせ同和行為について、パンフレットを作成するなど、市町、関係団体、企業、市民への啓発に努める。</li> </ul>	人権同和教育推進事業	社会教育課
		生涯学習推進事業	社会教育課
2. 推進体制の整備・充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民への情報提供や人権意識啓発および人権関係職員に対する研修を行う。</li> <li>・人権教育・啓発中央省庁連絡協議会、福井県人権啓発活動ネットワーク協議会等との連携を図り、効果的な教育・啓発活動を進める。</li> </ul>	人権事業	総務課
3. できるだけ多くの人が参加しやすい工夫	<ul style="list-style-type: none"> <li>・シンポジウム、演劇、コンサートなど、県民参加型の啓発活動を充実する。</li> <li>・自由な討論、演習など、意見を交換しやすい参加型の研修技法について創意工夫を凝らす。</li> <li>・学習機会の拡大を図るため、出前研修を実施する。</li> </ul>	人権同和教育推進事業	社会教育課
		生涯学習推進事業	社会教育課
4. 就職の機会均等の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就職差別をなくすための公正な採用選考の促進を図るため、研修会の開催、啓発パンフレットの作成配布等を行う。</li> </ul>	人権同和教育推進事業	社会教育課
6. 外国人			
1. 市民の国際意識の高揚	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国際理解、語学講座等による学習機会の充実に努め、国際化に対する市民意識の高揚を図る。</li> <li>・市内在住外国人との交流機会の充実を図り、市内在住外国人への理解の促進を図る。</li> </ul>	国際交流団体補助	総務課
		国際交流事業	総務課
		国際理解教育推進員の配置	教育総務課
		生涯学習推進事業	社会教育課
2. 外国人にも魅力ある暮らしやすい地域づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害、事故、犯罪等に関する適切な広報・指導に努めるとともに、外国人にも配慮した生活環境の整備などを促進する。</li> <li>・在住外国人の人権についての理解促進を図るとともに、生活上のトラブル、様々な悩みや苦情等といった外国人等の相談に適切に対応できる体制を強化する。</li> </ul>	外国語パンフレットの作成・配布	秘書課
		国際交流団体補助	秘書課
3. 外国人子女に対する教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本語指導教材を作成するとともに、日本語指導員を配置して、学校生活で必要とされる最も基本的な日本語を指導し、学校への適応を図る。</li> <li>・児童・生徒やその保護者への教育相談を実施し、生活適応のための支援に努める。</li> </ul>	外国人子女支援員の配置	教育総務課
4. 外国人労働者の適正就労の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外国人労働者の適正就労のための啓発を推進する。</li> </ul>	外国人研修生受け入れ事業補助	商工振興課
7. 患者			

大野市人権施策推進計画 課別事業一覧表

分野および施策の柱	主な施策の概要	市の施策	市の担当課
1. 病気に関する正しい理解のための啓発	・保健所・市町・教育機関・医療機関等と連携して、各種メディア、パンフレットやポスター等による広報活動を行い、病気に関する正しい知識の普及啓発を図る。	生涯学習推進事業	社会教育課
2. 自立、社会参加への支援	・すでにHIVに感染あるいはエイズを発病している人に対する相談やカウンセリングに適切に対応するため、研修等を実施し、保健所や医療機関の従事者の資質向上を図る。 ・すでに治癒しているが、社会復帰の困難なハンセン病療養所入所者の方々には、少しでも療養所の生活が明るく、幸せで楽しいものとなるよう、ボランティアの協力も得ながら交流事業を推進する。また民間の交流事業を支援する。		
3. すべての患者の人権を尊重した施策の推進	・療養環境における患者のQOLの向上の促進を図るとともに、インフォームド・コンセントの確立した医療行為を推進するよう啓発に努める。 ・「個人情報保護法」の施行により、患者の診療記録は患者本人に対し原則開示であることを踏まえ、医療関係団体と連携して医療情報の提供等の自主的な取組を促進し、患者が安心して治療を受けられるよう医療従事者と患者との信頼関係に基づく適切な医療の確保に努める。 ・診療場所でのプライバシーの配慮について医療機関に協力を求める。	地域医療推進対策事業	健康増進課
<b>8. 犯罪被害者</b>			
1. 犯罪被害者の人権に関する意識の高揚	・市民一人ひとりが被害者の置かれている立場と被害者の人権に対する理解を深めるよう、犯罪被害者の抱える問題や心の痛みを広報啓発し、被害者支援の必要性を周知し、その輪を地域に根ざしたものとするための啓発活動を推進する。	大野地区保護司会補助 更生保護女性会補助	総務課 総務課
2. 被害者支援のための体制の整備	・民間の被害者相談団体をはじめ、継続的支援活動の可能な社会貢献活動団体の育成に向けた社会環境の醸成に取り組む。 ・福井県犯罪被害者支援連絡協議会など被害者に関わる各種機関団体の連携を強化し、被害者からの各種相談に対応できる体制を充実する。 ・犯罪被害者等を支援するNPO法人、ボランティア等と連携し、犯罪被害者およびその家族が抱える精神的、身体的、経済的な問題等に対する効果的な支援体制を推進する。	大野地区保護司会補助 更生保護女性会補助	総務課 総務課
3. 被害者への情報提供と被害者ニーズに応じた支援	・犯罪被害者への各種情報提供を積極的に推進するとともに、犯罪被害給付制度等犯罪被害者のための諸制度の利用促進など被害者のニーズに応じた支援活動を推進する。	人権擁護委員協議会補助	総務課
<b>9. その他の様々な人権</b>			
1. インターネットによる人権侵害の防止	・差別を助長したり、人権を侵害するような情報をインターネットに発信しないよう、広く県民に向けて、一人ひとりがモラルを守り、インターネットを正しく利用するよう意識啓発に努める。	大野地区人権擁護委員協議会補助	総務課
2. プライバシーの保護	・「個人情報保護法」に基づく個人情報の適正な取扱いを確保するため、事業者および県民に対する支援に必要な施策を実施するよう努めるとともに、「福井県個人情報保護条例」により、県の機関等が保有する個人情報の適切な保護を図る。	大野市個人情報保護条例の制定	総務課
<b>10. 共通</b>			
<b>1. 就学前教育における人権教育の推進</b>			
1. 保育所・幼稚園における人権教育の推進	・人を信頼し尊重する心情や態度の育成する。 ・研修会による保育士・幼稚園教諭の人権意識の高揚を図る。	職員研修 職員研修	児童福祉課 教育総務課
<b>2. 学校教育における人権教育の推進</b>			

大野市人権施策推進計画 課別事業一覧表

分野および施策の柱	主な施策の概要	市の施策	市の担当課
1. 学校における人権教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多様な体験活動や交流学習等の実践を通じて、児童・生徒が同和問題をはじめとする様々な人権課題について気づき、行動できるための知識・技能・態度の育成に努める。</li> <li>・多様な体験活動を通して、社会の一員としての規範意識を育む。</li> </ul>	人権・同和教育	教育総務課
2. 教職員の研修体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教職員の人権課題への認識を深め、指導力の向上を図るため、研修会や手引等の内容を充実する。</li> <li>・児童・生徒の心の悩みに適切に対応するため、生徒指導や教育相談研修の充実する。</li> </ul>	職員研修	教育総務課
3. 家庭や地域および関係機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭や地域との連携を一層緊密にし、学校の取組について十分な理解と協力が得られるよう、様々な学習機会や情報の提供に努める。</li> <li>・関係機関相互における人材の活用による啓発を行う。</li> </ul>	開かれた学校づくり	教育総務課
<b>3. 社会教育における人権教育の推進</b>			
1. 指導者の養成と確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県などが主催する人権研修に積極的に参加し、人権を担当する市職員の資質向上を図る。</li> </ul>	人権事業	総務課
2. 教育・啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・体験的参加型学習等を通して、様々な人権問題に対する認識を深めるとともに、人権意識の高揚、課題解決の実践力の向上を図る。</li> <li>・冊子やリーフレットの配布を通して、人権問題についての啓発を推進します。</li> <li>・視聴覚教材の購入・紹介・貸出し等を行い、積極的な利用を促進する。</li> </ul>	人権同和教育推進事業	社会教育課
3. 家庭や地域における人権教育の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭教育の学習機会を充実させるとともに、子育てに関する様々な悩みについて相談活動を充実する。</li> <li>・青少年の健全育成と生きる力を育むため、地域社会において伝統行事・祭りなどの共同生活体験やボランティア活動などの社会奉仕体験をはじめとする多様な体験活動を提供できるよう活動の場・機会を充実する。</li> </ul>	人権同和教育推進事業	社会教育課

大野市人権施策推進計画 課別事業一覧表

分野および施策の柱	主な施策の概要	市の施策	市の担当課
<b>4. 地域社会や企業における人権教育の推進</b>			
1. 効果的で多くの県民が参加できる啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>多くの市民が気軽に参加し、人権問題を身近な問題として捉えられるよう、地域社会での研修会、講演会等を充実する。</li> <li>ワークショップ等の体験的参加型学習を取り入れるなど、教育・啓発手法の改善、工夫を図る。</li> <li>国、市町、関係団体等と連携し、各種情報、教材等のネットワークづくりを図る。</li> <li>人権に関する情報を広く県民に提供するため、マスメディアの積極的な活用を図る。</li> </ul>	人権事業	総務課
2. 企業に対する啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>企業内啓発・研修の充実を促進するため、講師派遣、情報提供、人権問題啓発用ビデオの貸出しによる支援を図る。</li> <li>事業主等に対する計画的・継続的な研修会を開催する。</li> <li>就職の機会均等の確保が図られるよう、啓発用パンフレットを作成配布するなど指導・啓発に努める。</li> <li>事業主等を対象とした各種会議を活用し、同和問題をはじめとする人権問題の指導・啓発に努める。</li> </ul>	人権同和教育推進事業	社会教育課
<b>5. 特定職業従事者に対する人権教育の推進</b>			
1. 市職員等	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員研修を実施する。</li> <li>地域内外で開催される研修会等へ積極的に参加する。</li> </ul>	職員研修	総務課
		人権事業	総務課
2. 教職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員研修を実施する。</li> <li>地域内外で開催される研修会等への積極的に参加する。</li> </ul>	教職員研修	教育総務課
3. 社会教育関係職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員研修を実施する。</li> <li>地域内外で開催される研修会等への積極的に参加する。</li> </ul>	職員研修	総務課
		職員研修	社会教育課
4. 福祉関係職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員研修を実施する。</li> <li>地域内外で開催される研修会等への積極的に参加する。</li> </ul>	職員研修	総務課
		職員研修	社会福祉課
		職員研修	児童福祉課
5. 医療関係者	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療関係者への研修を行う。</li> <li>医療関係団体等への患者の人権や意思等を尊重した教育や研修を充実するための要請を行う。</li> </ul>		
6. 消防職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員研修を実施する。</li> <li>地域内外で開催される研修会等への積極的に参加する。</li> </ul>	職員研修	総務課
		職員研修	消防本部
7. 警察職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>職業倫理教育や人権に関する研修等の充実・強化を行う。</li> </ul>		
8. マスメディア	<ul style="list-style-type: none"> <li>マスメディア関係者への自主的な取組推進の要請を行う。</li> </ul>		

※HIV: <<human immunodeficiency virus>>レトロウイルスの一種。人間のT細胞に感染するため、免疫不全をきたし、エイズを発症させる。1983年にフランスで発見。エイズウイルス。ヒト免疫不全ウイルス。

※QOL: <<quality of life>>人々の生活を物質的な面から量的にのみとらえるのではなく、精神的な豊かさや満足度も含めて、質的にとらえる考え方。医療や福祉の分野で重視されている。生活の質。人生の質。生命の質。QOL。